

第3章 契約

第1節 (E)データサービスに係る契約

(契約の種別)

第6条 (E)データサービス契約には次の種別があります。

- (1) (E)データサービス契約

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の(E)データサービス契約を締結します。この場合、(E)データサービス契約者は、1の(E)データサービス契約につき1人に限ります。

((E)データサービス契約申込みの方法)

第8条 (E)データサービス契約の申込みをするときは、次のいずれかの方法で申込みを行っていただきます。

- (1) 当社所定の契約申込書をサービス取扱所へ提出する方法。
 - (2) インターネット（主として通話以外の通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。）を経由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所へ送信する方法。
- 2 第1項の場合において、(E)データサービス契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。

((E)データサービス契約申込みの承諾)

第9条 当社は、(E)データサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約者回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) (E)データサービス契約の申込みをした者がソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス等の料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（その契約約款及び料金表に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) (E)データサービス契約の申込みをした者がソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において第58条(利用に係る契約者の義務)の規定に現に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

- (4) 第8条 ((E)データサービス契約申込みの方法) で規定する当社所定の申込書の提出若しくは当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実に反する記載があることが判明したとき。
- (5) (E)データサービス契約の申込みをした者について、本人確認（当社が別に定める方法により、契約者情報（氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報をいいます。以下同じとします。）の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）ができないとき。

- (6) 第8条に基づき提出された契約申込書若しくは送信された契約申込書式、又はその他の書類に不備があるとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(契約者識別番号)

第10条 (E)データサービスの契約者識別番号は、当社が定めます。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、(E)データサービスの契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、(E)データサービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを(E)データサービス契約者に通知します。
- 4 当社は、前3項の規定によるほか、第54条（修理又は復旧）第3項の規定による場合は、(E)データサービスの契約者識別番号を変更することがあります。

(契約者回線の利用の一時中断)

第11条 当社は、(E)データサービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（契約者回線及び契約者識別番号を他に転用することなく、その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

((E)データサービス利用権の譲渡)

第12条 (E)データサービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 (E)データサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。
ただし、競売調査その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 前項の規定により(E)データサービス利用権の譲渡の承認を受けようとする者は、当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。
- 4 当社は、第2項の規定により(E)データサービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - (1) (E)データサービス利用権を譲渡しようとする(E)データサービス契約者又はその(E)データサービス利用権を譲り受けようとする者がソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) (E)データサービス利用権を譲渡しようとする(E)データサービス契約者又はその(E)データサービス利用権を譲り受けようとする者が第58条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反しているとき又は違反するおそれがあるとき。
 - (3) 第2項及び第3項に基づき提出された当社所定の書面等に不備があるとき又はそれらに虚偽若しくは事実に反する記載があることが判明したとき。
 - (4) (E)データサービス利用権を譲り受けようとする者について、本人確認ができないとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 5 (E)データサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、(E)データサービス契約者の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（譲渡があった日以前のソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス等の料金その他の債務を除きます。）を承継します。
ただし、料金表に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

6 前項の規定によるほか、(E)データサービス利用権の譲渡前の(E)データサービスの利用において、この約款の規定に違反したことが判明したときは、当社は、この約款の規定により必要な措置を執ることができます。

(E)データサービス利用権の譲渡承認請求と差押等との関係)

第 13 条 (E)データサービス利用権の譲渡の承認は、受け付けた順序に従って行います。

2 (E)データサービス利用権の譲渡の承認を行ったときは、その譲渡の承認は、(E)データサービス利用権に対する差押等との関係においては、その(E)データサービス利用権の譲渡の承認を請求する書類を受け取ったときに行ったものとみなします。

(E)データサービス契約者の地位の承継)

第 14 条 相続又は法人の合併若しくは会社分割により(E)データサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにサービス取扱所に届け出なければなりません。

2 前項の場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただくこととし、これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。

(E)データサービス契約者の氏名等の変更の届出)

第 15 条 (E)データサービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は別記 7 に規定する請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出なければなりません。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

3 (E)データサービス契約者が、第 1 項に規定する届出を怠ったときは、当社が(E)データサービス契約に関し(E)データサービス契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は別記 7 に規定する請求書の送付先宛に発信した書面等は、当該書面等が不到達の場合においても、通常その到達すべきときに(E)データサービス契約者に到達したものとみなします。

(E)データサービス契約者が行う(E)データサービス契約の解除)

第 16 条 (E)データサービス契約者は、(E)データサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う(E)データサービス契約の解除)

第 17 条 当社は、第 32 条 (ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用停止) 第 1 項の規定によりソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用を停止された(E)データサービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その(E)データサービス契約を解除することができます。

2 当社は、(E)データサービス契約者が第 32 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用停止をしないでその(E)データサービス契約を解除することができます。

3 当社は、前 2 項の規定により、その(E)データサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ(E)データサービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

- 4 当社は、第1項又は第2項の規定によるほか、(E)データサービス契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その(E)データサービス契約に係る(E)データサービスが利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってその(E)データサービス契約を解除します。

(E)データサービス契約者の契約者確認

第18条 当社は、第58条（利用に係る契約者の義務）違反するおそれがある場合等、当社が必要と認める場合に、(E)データサービス契約者に対して、契約者確認（契約者情報を確認するための書類の提出を受け、契約者情報を届け出ていただくことをいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。

- 2 当社は、前項の規定により(E)データサービス契約者の契約者確認を行うときは、その(E)データサービス契約者の住所にあてて書面を送付する方法により行います。

第2節 (E)データ特定契約サービス(4G)に係る契約

(E)データ特定契約サービス(4G)に係る契約

第18条の2 4G 通信サービス契約約款に規定する 4G 通信サービス契約(4G データ通信サービス(E)にかかるものに限ります。)を締結したときは、当社と(E)データ特定契約サービス(4G)契約を締結したことになります。この場合の提供条件等は、この約款によるほか、4G 通信サービス契約約款に定めるところによります。

(その他の提供条件)

第18条の3 契約者識別番号及び契約者確認の取扱いについては、(E)データサービス契約の場合に準ずるものとします。

この場合において、「(E)データサービス」を「(E)データ特定契約サービス(4G)」と、「(E)データサービス契約」を「(E)データ特定契約サービス(4G)契約」と、「(E)データサービス契約者」を「(E)データ特定契約サービス(4G)契約者」と読み替えるものとします。